

後期高齢者医療制度のお知らせ



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001

現在の後期高齢者医療制度の被保険者証や資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。これらに代わり、8月以降に使用していただける資格確認書や保険料の納付方法、保険給付についてご案内します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

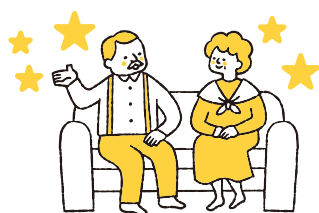
資格確認書を送付



■ 資格確認書

後期高齢者医療制度に加入している人には、8月1日から使用できるよう、マイナ保険証の有無に関わらず、有効期限が来年7月31日までの「資格確認書」を7月中にお届けします。

今回送付する「資格確認書」を医療機関等に提示することで、マイナ保険証を利用しなくても、引き続き保険診療を受けることができます。



■ 限度額適用認定証等

現在、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人、もしくは限度区分が併記された資格確認書をお持ちの人には、あらかじめ限度区分が併記された資格確認書を送付します。こちらを医療機関等に提示していただくことで、引き続き1カ月間の医療費の支払いが、高額療養費制度における自己負担限度額までとなります。

※限度額適用認定証等は、8月以降は発行されません。

※前年度所得によっては限度区分が変更となる場合があります。

保険料額決定通知書を送付

令和7年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中に送付します。

保険料の計算方法については、同封の「令和7年度後期高齢者医療保険料のご案内」をご覧ください。年度途中に被保険者になった人には、加入月の翌月以降に送付します。

また保険料の納付方法は、原則、特別徴収(年金からの天引き)ですが、特別徴収や口座振替となっていない人には、納付書を同封しています。納付方法が変更となる場合もあるため、必ず納付書の有無を確認し、納期限までに納付してください。

保険料の減免

災害に遭った場合など、一定の基準を満たす人は、申請することで保険料の減免を受けられる場合があります。

